

令和8年 第4回定例教育委員会

令和8年4月23日(木)
午前10時30分から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 挨拶

3 概要報告

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 令和8年度教育委員会事務局組織等について

① 令和8年度教育推進課内職員配置 P 1

② 令和8年度宮代町教育関係組織一覧 P 2

(2) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について P 3

イ 5月の事業予定について P 5

(3) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について P 6

(4) 文化財保護関係

ア 5月の事業予定について P 7

5 審議案件

議案第10号 宮代町就学支援委員会委員の委嘱について P 8

議案第11号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について P11

議案第12号 宮代町学校運営協議会委員の委嘱について P13

議案第13号 宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱について P18

議案第14号 宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱について P21

議案第15号 宮代町文化財保護委員会への諮問について P24

6 報告案件

(1) 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について P30

7 その他

8 次回教育委員会について

9 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1)教育総務関係

ア 令和8年度教育委員会事務局組織等について

① 令和8年度教育推進課内職員配置(下線部変更・異動箇所)

教育推進課長

飯 山 保 孝

《教育総務担当》

副課長(兼学校給食センター所長)

小 川 雅 也

主 査

高 橋 道 彰

技 師

東 條 良 太

主 任

指 田 瞭

主 事

多 田 汐 里

《学校教育担当》

学校管理幹兼副課長

加 藤 裕 一

主幹兼指導主事

三 浦 洋 介

指導主事

嘉 茂 達 哉

指導主事

増 田 義 裕

主 査

小 島 英 樹

《生涯学習担当》

主 幹(兼公民館長)

田 代 宇 隆

主 査

鈴 木 惇 也

主 任

新 井 幸 子

主 事

吉 岡 茜

主 事

嶋 田 陽 仁

《スポーツ振興担当》

主 幹

田 代 宇 隆

主 査

飯 山 武

主 事

木 内 穂 貴

《文化財保護担当》

主 幹(兼郷土資料館長)

横 内 美 穂

主 査

山 崎 健 司

主 査

河 井 伸 一

主 任

中 村 啓 子

② 令和8年度宮代町教育関係組織一覧〔令和8年4月1日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	TEL33-1325	児童数 287 学級数 13
	校長 六平 亘 / 教頭 木下 喜子		
百間小学校	宮代町字西原261	TEL32-0157	児童数 274 学級数 13
	校長 竹内 知子 / 教頭 中崎 隆文		
東小学校	宮代町百間5-8-48	TEL32-0214	児童数 392 学級数 15
	校長 金野 泰久 / 教頭 萩原 信和		
笠原小学校	宮代町字百間1105	TEL34-8480	児童数 566 学級数 22
	校長 山口 隆夫 / 教頭 春山 祐美子		
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	TEL33-1326	生徒数 140 学級数 8
	校長 瀬尾 広行 / 教頭 渡辺 貴子		
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	TEL32-0142	生徒数 472 学級数 15
	校長 栗原 利夫 / 教頭 柿沼 千鶴子		
前原中学校	宮代町字中461	TEL34-0631	生徒数 125 学級数 7
	校長 石崎 徳幸 / 教頭 齋藤 真美子		

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	宮代高等学校	32-4388
百間小学校	32-0157	宮代特別支援学校	35-2432
東小学校	32-0214	日本工業大学	34-4111
笠原小学校	34-8480	宮代幼稚園	32-3640
須賀中学校	33-1326	宮代須賀幼稚園	34-5265
百間中学校	32-0142	宝光寺幼稚園	32-3833
前原中学校	34-0631	姫宮成就院幼稚園	32-4599
和戸公民館	—	かしの木児童クラブ(百間小)	33-8740
百間公民館	—	いちょうの木児童クラブ(東小)	33-8680
川端公民館	—	いちょうの木児童クラブ分室(東小)	080-6080-7858
須賀中さわやか相談室	33-4500	ふじ第一児童クラブ(笠原小)	080-6080-7859
百間中さわやか相談室	32-7900	ふじ第二児童クラブ(笠原小)	080-6080-7887
前原中さわやか相談室	33-2500	かえで第一児童クラブ(須賀小)	32-8208
教育支援センター	53-3727	かえで第二児童クラブ(須賀小)	32-8208
総合運動公園	32-1543	埼玉県教育局	048-824-2111
町立図書館	34-9944	東部教育事務所	048-737-2727
郷土資料館	34-8882	杉戸警察署	33-0110
学校給食センター	32-5711	宮代消防署	34-0119

(2) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(金)	ノー残業デー(百) 開校記念日(笠) 離任式(小)	開校記念日(百) 離任式(中)
2日(土)		
3日(日)	憲法記念日	憲法記念日
4日(月)	みどりの日	みどりの日
5日(火)	こどもの日	こどもの日
6日(水)	振替休日	振替休日
7日(木)	1・3年交通安全教室(百) 学校応援団代表者会議(東) 表札訪問(～8日)(笠)	
8日(金)	PTA総会(百) 4年宮代特支との交流会(百) 引き渡し訓練(百)	新体力テスト(須) 3年修学旅行説明会(須)
9日(土)		
10日(日)		
11日(月)	新体力テスト測定期間(東) 心臓健診(東・笠) 5年田んぼの学校(笠)	教育実習(～6/5)(須) 心臓健診(百・前)
12日(火)	4～6年県学力・学習状況調査(小) 3年水泳学習①(須) 心肺蘇生法研修会(百) プール清掃(笠)	1～3年県学力・学習状況調査(中)
13日(水)	2年水泳学習①(須) プール清掃(東) 教育相談日(笠)	3年修学旅行説明会(百) PTAあいさつ運動(百)
14日(木)	1・3年交通安全教室(須) 5年水泳学習①(須) 教育相談日(東) プール清掃(笠)	
15日(金)	開校記念日(百) 小中連絡会(百・東・笠) 1年招待遠足(東) PTA総会(書面)(東)	小中連絡会(中1授業参観)(百・前) 心臓検診(須) 通信陸上四地区大会(中)

	心臓健診 (須・百) 交通安全教室 (笠)	
16日 (土)		
17日 (日)		
18日 (月)	小中連絡会 (須) 新体力テスト (~20日) (百) 表札訪問 (~20日) (百・東) 教育実習 (~6/12) (笠)	小中連絡会 (須)
19日 (火)	3年水泳学習② (須) PTA 総会 (書面) (須)	
20日 (水)	2年水泳学習② (須)	学校総合体育大会 (中)
21日 (木)	5年水泳学習② (須) ふれあいデー (百・東・笠) プール清掃 (百) 心肺蘇生法研修会 (東) 校内陸上記録会 (笠)	学校総合体育大会 (中) ふれあいデー (須)
22日 (金)	全校遠足 (須) ふれあいデー (須) 前中陸上指導 (百) 心肺蘇生法研修会 (笠)	学校総合体育大会 (中) 百小陸上指導 (前)
23日 (土)	林間学校現地踏査 (東)	学校総合体育大会 (中)
24日 (日)		
25日 (月)	校長交換講話 (須) 新体力テスト (~28日) (須) 表札訪問 (~27日) (須) 芸術鑑賞会 (百) 硬筆競書会 (東)	校長交換講話 (須) 教育実習 (~6/12) (百) 学校総合体育大会予備日 (中)
26日 (火)	プール開き (百) 学校運営協議会 (百) 新体力テスト① (笠)	運動会予行 (須)
27日 (水)	校内陸上記録会 (百) 新体力テスト② (笠)	体育祭予行 (百・前) ふれあいデー (百)
28日 (木)	教育相談日 (百) 1年栄養指導 (百)	運動会・体育祭準備 (中)
29日 (金)	全校遠足予備日 (須) 6年租税教室 (百) プール開き (笠)	運動会・体育祭 (中) ふれあいデー (前) 学校運営協議会 (前)
30日 (土)		
31日 (日)		

イ 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日 付	内 容	場 所
7日(木) 8日(金)	教育長訪問	各小中学校
14日(木)	教科指導員等委嘱式	役場 204 会議室
14日(木)	環境教育担当者会議	役場 202 会議室
14日(木)	教育長面談(全校) 人事評価ヒアリング	役場 204 会議室
19日(火)	人権教育担当者会議	役場 204 会議室

(3) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
16日(土) 14:00~16:00	<p>大人のスポーツフィールド</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々を対象に、月に一度、汗を流せる運動の場を提供します。</p> <p>●内容 : ミニテニス</p> <p>●対象 : 町内在住・在勤・在学の小学4年生以上</p> <p>●定員 : 20人</p> <p>●参加費 : 100円(保険代)</p>	進修館大ホール
19日(火) 10:00~11:30	<p>みやしろ大学 第2回(全5回)</p> <p>■学びや体験の機会を通して、シニア世代の生きがいや仲間づくり、地域で活躍するきっかけになることを目的として開催します。</p> <p>●講義 : 「食道・胃・大腸のがんにならないために」 理学療法士による「健康体操」</p> <p>●講師 : 新久喜総合病院消化器内科部長 石井直樹医師 リハビリテーション科職員</p>	進修館大ホール
23日(土) 9:00~12:00	<p>親子ウォーキング てくてくミヤシロ2026</p> <p>■宮代の自然や歴史に触れながら、ちょこっと汗をかくウォーキングイベントです。</p> <p>●対象 : 町内在住・在勤・在学の小学生と保護者</p> <p>●定員 : 10組20人</p> <p>●参加費 : 1人100円(保険代)</p>	和戸駅~鷲宮神社~身代神社~ 日本工業大学 *距離約5km

(4) 文化財保護関係

ア 5月の事業予定について(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
30日(土) 10:00~12:00	<p>御朱印帳づくり</p> <p>■神社仏閣などでいただく御朱印を収集するための御朱印帳を手作りする講座です。蛇腹式とも呼ばれる折本形式の御朱印帳を作成します。</p> <p>●対象 : 一般</p> <p>●定員 : 10人</p> <p>●参加費 : 800円(材料代)</p> <p>●講師 : 文化財保護担当学芸員</p>	郷土資料館2階 会議室兼資料取扱い室

議案第10号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和8年4月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支援委員会
条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

宮代町就学支援委員会名簿

任期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

	区 分	役 職 名	氏 名
1	委員（第1号委員）	宮代町医師会	鈴木 仁志
2	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	工藤 志保
3	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	野原 祥子
4	委員（第2号委員）	春日部特別支援学校 教諭	山口 友美
5	委員（第2号委員）	言語聴覚士	田尻 恵美子
6	委員（第4号委員）	子育て支援課長	柴崎 記代子
7	委員（第3号委員）	須賀小学校 校長	六平 亘
8	委員（第3号委員）	百間小学校 校長	竹内 知子
9	委員（第3号委員）	東 小学校 校長	金野 泰久
10	委員（第3号委員）	笠原小学校 校長	山口 隆夫
11	委員（第3号委員）	須賀中学校 校長	瀬尾 広行
12	委員（第3号委員）	百間中学校 校長	栗原 利夫
13	委員（第3号委員）	前原中学校 校長	石崎 徳幸
14	委員（第3号委員）	須賀小学校 教諭	西谷 かおり
15	委員（第3号委員）	百間小学校 教諭	野平 早苗
16	委員（第3号委員）	東小学校 教諭	高澤 七帆
17	委員（第3号委員）	笠原小学校 教諭	岩口 隼人
18	委員（第3号委員）	須賀中学校 講師	丸子 武志
19	委員（第3号委員）	百間中学校 教諭	峯 知恵
20	委員（第3号委員）	前原中学校 講師	植竹 正子
			定数は20名
	アドバイザー	保健センター主任保健師	岡本 知佳子
	アドバイザー	非常勤指導主事	毛塚 悟
	アドバイザー	非常勤指導主事	會田 知子
	アドバイザー	教育相談員	久野 弘子
	事務局	学校管理幹兼副課長	加藤 裕一
	事務局	主幹兼指導主事	三浦 洋介
	事務局	指導主事	嘉茂 達哉
	事務局	指導主事	増田 義裕

※専門委員会に出席する委員は、名簿番号2・3・4・14・15・16・17・18・

19・20の委員とする。

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

（1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。

（2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1） 医師 （2） 識見を有する者 （3） 教育経験者

（4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第11号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

令和8年4月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱したいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

令和8年度 研究主題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	自ら学び取る学習者の育成 ～学びを振り返り 次の学びへつなげ、深める ～（2年次）
百間小学校	学ぶ楽しさを実感できる国語授業の創造 ～学び方を学び、主体的に取り組む児童の育成～（1年次）
東 小学校	自ら考え、学びに向かう東っ子の育成 ～「自分らしい学び」の追求～（3年次）
笠原小学校	豊かな心を持ち、よりよく生きていくことのできる児童の育成 ～道徳科における指導方法の工夫・改善～（3年次）
須賀中学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 「主体的・協働的な学びを通じた確かな学力の育成」 ～生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図る授業改善～（3年次）
百間中学校	自ら課題を持ち、主体的に学びに向かう生徒の育成 ～個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実を図る授業改善～ （2年次）
前原中学校	自ら問いを立て、学びを拓く生徒の育成 ～非認知能力を育み、探求のスパイラルを生む授業づくりを目指して～ （1年次）

議案第12号

宮代町学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和8年4月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱したいので、宮代町学校運営協議会規則第8条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和8年5月1日から令和9年3月31日とする。

宮代町学校運営協議会委員名簿

任期 令和8年5月1日～令和9年3月31日

学校名	氏名	区分
須賀小学校	1 大川 香	(2) 設置学校の地域住民
	2 野本 俊男	(2) 設置学校の地域住民
	3 矢部 久成	(2) 設置学校の地域住民
	4 三笥 隆司	(2) 設置学校の地域住民
	5 吉永 勝治	(6) 学識経験者
	6 六平 亘	(4) 設置学校の校長
	7 木下 喜子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間小学校	1 齋藤 嘉保	(6) 学識経験者
	2 国川 恵子	(2) 設置学校の地域住民
	3 辻浦 牧人	(6) 学識経験者
	4 金子 輝男	(2) 設置学校の地域住民
	5 向井 綾子	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	6 竹内 知子	(4) 設置学校の校長
	7 中崎 隆文	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
東小学校	1 佐藤 恵祐	(2) 設置学校の地域住民 ※元PTA会長
	2 新井 智	(6) 学識経験者
	3 小泉 泰昭	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	4 別所 洋子	(2) 設置学校の地域住民
	5 金野 泰久	(4) 設置学校の校長
	6 萩原 信和	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
笠原小学校	1 松本 和俊	(6) 学識経験者
	2 青田 文男	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	3 式田 正利	(2) 設置学校の地域住民
	4 大木 了一	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
	5 三角 由美子	(2) 設置学校の地域住民
	6 山口 隆夫	(4) 設置学校の校長
	7 春山 祐美子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
	8 吉田 圭佑	(5) 設置学校の教職員 ※主幹教諭

須賀中学校	1 為ヶ谷 千佳子	(2) 設置学校の地域住民
	2 石井 大晴	(2) 設置学校の地域住民 ※前PTA会長
	3 栗本 隆雄	(2) 設置学校の地域住民
	4 小澤 香保里	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者 ※現PTA会長
	5 吉永 勝治	(2) 設置学校の地域住民
	6 瀬尾 広行	(4) 設置学校の校長
	7 渡辺 貴子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間中学校	1 下 康浩	(2) 設置学校の地域住民
	2 齋藤 和浩	(2) 設置学校の地域住民
	3 宮野 紀子	(2) 設置学校の地域住民
	4 土渕 早苗	(2) 設置学校の地域住民 ※元PTA会長
	5 浅倉 孝郎	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	6 栗原 利夫	(4) 設置学校の校長
	7 柿沼 千鶴子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
前原中学校	1 仙波 博崇	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※元PTA会長
	2 中田 紀子	(2) 設置学校の地域住民
	3 齋藤 玲子	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者 ※元PTA会長
	4 森山 久	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	5 石崎 徳幸	(4) 設置学校の校長
	6 齋藤 真美子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭

※令和4年度から令和5年度までは、小学校1校、中学校1校に設置

令和5年度から小学校4校、中学校3校に設置

【参考】宮代町学校運営協議会規則（抜粋）

令和3年3月24日 教委規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「設置学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること
- （2）教育課程の編成に関すること
- （3）組織編成に関すること
- （4）学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- （5）その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、10名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 設置学校の地域住民
- (3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 設置学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第1項の任命の日から任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

《以下、省略》

議案第13号

宮代町学校給食運営審議会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和8年4月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食運営審議会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食運営審議会条例第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

宮代町学校給食運営審議会名簿

任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

	氏 名	所 属	備 考
1	団体推薦	学校医代表	町医師会長
2	団体推薦	学校歯科医代表	
3	井浦 剛	薬剤師代表	
4	三大寺 美佳	保健所職員	
5	吉田 シゲ子	識見を有する者	食生活改善推進員協議会
6	六平 亘	須賀小学校長	
7	竹内 知子	百間小学校長	
8	金野 泰久	東小学校長	
9	山口 隆夫	笠原小学校長	
10	瀬尾 広行	須賀中学校長	
11	栗原 利夫	百間中学校長	
12	石崎 徳幸	前原中学校長	
13	古山 陽一	保護者代表	(小学校PTA)
14	小林 視紀	保護者代表	(中学校PTA)

<事務局>

小川 雅也 教育推進課副課長兼宮代町立学校給食センター所長
 増田 義裕 教育推進課指導主事
 多田 汐里 教育推進課教育総務担当主事

<宮代町立学校給食センター>

大海 康輔 宮代町立百間中学校栄養教諭
 神田 莉果 宮代町立笠原小学校栄養教諭

例第9号

(設置)

第1条 学校給食の適正な運営を図るとともに、児童・生徒の心身の健全な発達に寄与するため、宮代町学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校給食の計画に関する事項 (2) 学校給食費に関する事項
(3) 給食内容に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校医代表 (2) 学校歯科医代表 (3) 学校薬剤師代表 (4) 保健所職員
(5) 識見を有する者 (6) 公募による町民 (7) 学校長 (8) 保護者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。

3 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、当該委員の任期とする。

議案第14号

宮代町学校給食研究委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和8年4月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校給食研究委員会の委員に委嘱したいので、宮代町学校給食研究委員会規則第3条及び第4条の規定により、この案を提出するものである。
なお、任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする

宮代町学校給食研究委員会名簿

任期 令和8年4月1日～令和10年3月31日

	氏 名	所 属
1	金野 泰久	校長会の代表（東小学校 校長）
2	渡辺 貴子	教頭会の代表（須賀中学校 教頭）
3	小島 津子	給食主任（須賀小学校教諭）
4	内藤 淑恵	給食主任（百間小学校教諭）
5	蓮見 長子	給食主任（東 小学校教諭）
6	三枝 美紗都	給食主任（笠原小学校教諭）
7	飛田 麻笑	給食主任（須賀中学校教諭）
8	宇野 理紗	給食主任（百間中学校教諭）
9	植竹 正子	給食主任（前原中学校教諭）
10	秋山 佐登美	養護部会の代表（百間中学校養護教諭）
11	井浦 剛	学校薬剤師の代表
12	小松崎 紗耶佳	保護者の代表（小学校P T A）
13	* 団体推薦	保護者の代表（中学校P T A）
14	大海 康輔	栄養士（百間中学校栄養教諭）
15	神田 莉果	栄養士（笠原小学校栄養教諭）

<事務局>

小川 雅也	教育推進課副課長兼給食センター所長
増田 義裕	教育推進課指導主事
多田 汐里	教育推進課教育総務担当 主事

【資料】 宮代町学校給食研究委員会規則 (抜粋)

平成2年3月22日教委規則第2号

最終改正 平成22年9月30日教委規則第5号

(目的及び設置)

第1条 学校給食の質の向上を図るため、宮代町学校給食研究委員会(以下「研究委員会」という。)を設置する。

(調査研究事項)

第2条 研究委員会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 学校給食の献立に関する事項
- (2) 学校給食の衛生、安全に関する事項
- (3) 学校給食の指導に関する事項
- (4) 学校給食の事務に関する事項
- (5) その他学校給食に関して必要な事項

(委員及び組織)

第3条 研究委員会は、委員22人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食主任(各学校)
- (2) 栄養士
- (3) 校長会の代表
- (4) 教頭会の代表
- (5) 保護者の代表
- (6) 養護部会の代表
- (7) 学校薬剤師の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役職上によって委嘱された者が、その職を離れたときは、委員は解任されるものとする。
- 3 委員は、再任することができる。

(研究委員会の役員)

第5条 研究委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は研究委員会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

議案第15号

宮代町文化財保護委員会への諮問について

文化財の指定について、宮代町文化財保護委員会に諮問する。

令和8年4月23日提出

宮代町教育委員会
教育長 島村 圭一

提 案 理 由

文化財の指定について、宮代町文化財保護条例第7条第4項の規定に基づき諮問したく提案いたします。

1. 指定文化財候補の選定について

- ・宮代町の歴史や文化、風土を顕著に表すもの
- ・保存状態が良好かつ、適切に保存・管理されているもの
- ・歴史的、文化的な背景が学術上、明らかとなっているもの
- ・目録作成等の整理を終えているもの、もしくはその見込みがあるもの
- ・緊急に保護が必要なもの

2. 指定文化財候補物件

番号	種類	名称	所有者	時代等
1	彫刻	地蔵院 将軍地蔵像	地蔵院	江戸時代
2	古文書	新井家文書	宮代町	江戸時代～明治時代
3	古文書	小島家(和戸)文書	個人蔵	江戸時代～明治時代
4	古文書	島村家(中)文書	宮代町・個人蔵	江戸時代
5	古文書	渡邊家(須賀)文書	宮代町	江戸時代～
6	古文書	伊草家(東)文書	個人蔵	江戸時代～
7	古文書	石橋家(須賀)文書	個人蔵	江戸時代～
8	古文書	小島家(中)文書	個人蔵	江戸時代～
9	古文書	東条原獅子舞関連文書	宮代町	延享2年
10	天然記念物	棕の木	個人蔵	
11	天然記念物	柏の木	個人蔵	
12	天然記念物	榎の木	妙本寺	
13	天然記念物	ヒマラヤ杉	個人蔵	
14	天然記念物	さいかちの木	個人蔵	
15	天然記念物	須賀小学校カエデ	須賀小学校	
16	天然記念物	須賀小学校カヤ	須賀小学校	明治時代
17	天然記念物	逆さ菩提樹	西光院	
18	天然記念物	高野槇	宝生院	
19	歴史資料	多少庵 聯	宮代町	江戸時代
20	歴史資料	板石塔婆	個人蔵	嘉暦3(1328)年12月2日
21	歴史資料	阿弥陀堂 墓股	西光院	室町時代
22	歴史資料	遍照院 密教法具	遍照院	元禄7年
23	歴史資料	地蔵院 半鐘	地蔵院	明和5年
24	歴史資料	地蔵院 鰐口	地蔵院	元禄12年11月
25	歴史資料	伏鉦	川島地区	元禄15年10月19日

26	歴史資料	鈴木氏由緒書	鈴木家	江戸時代
27	歴史資料	伏鉦	須賀下地区	江戸時代
28	歴史資料	旗本永井氏 3 代の位牌	個人蔵	江戸時代
29	歴史資料	島村鬼吉位牌	個人蔵	安政 2 年
30	歴史資料	車長持	宮代町	天和 2 年
31	歴史資料	中野南枝墓石	個人蔵	文政 5 年
32	歴史資料	鈴木日向守墓石	個人蔵	元和 8 年
33	歴史資料	観音寺旗本永井氏家臣青井氏墓石	観音寺	貞享元年(1684)
34	歴史資料	渡辺博士碑文	個人蔵	昭和 17 年
35	歴史資料	矢部造酒之丞碑文	個人蔵	大正 10 年
36	歴史資料	菅聖公碑	宮代町	安政 5 年
37	歴史資料	力石	姫宮神社等	
38	歴史資料	百間小学校コンクリート製すべり台	百間小学校	大正 15 年
39	歴史資料	蒸気機関車40号型	宮代町	明治 31 年
40	歴史資料	旧須賀村役場門柱	宮代町	大正3年
41	歴史資料	学園台道しるべ	宮代町	明治8年
42	歴史資料	水害関係資料(「百間村水害誌」・舟・寄贈者額)	宮代町・百間小学校	明治 44 年
43	歴史資料	華冢(はなづか)	西光院	天保 15 年3月
44	歴史資料	華塚(はなづか)	西光院	嘉永5年壬子5月
45	歴史資料	島村先生誨誘之碑	個人蔵	大正4年
46	考古資料	山崎山遺跡鍛冶工房出土鍛冶関連遺物	宮代町	古墳時代前期
47	考古資料	道仏北遺跡出土縄文時代前期土器	宮代町	縄文時代前期
48	考古資料	金原遺跡第 5 石器ブロック出土尖頭器	宮代町	旧石器時代
49	考古資料	道仏遺跡出土韓式系軟質土器	宮代町	古墳時代
50	史跡	姫宮神社古墳	姫宮神社	古墳時代
51	建造物	東小(川島分校)校舎	宮代町	昭和 30 年
52	建造物	姫宮神社 本殿	姫宮神社	江戸時代中期
53	建造物	真蔵院 仁王門	真蔵院	江戸時代後期
54	建造物	西光院庫裏	西光院	明治時代
55	建造物	島村家住宅	個人蔵	明治時代
56	無形民俗文化財	五社神社のみかん投げ	五社神社	昭和時代
57	無形民俗文化財	前原のお獅子様	前原地区	
58	無形民俗文化財	東のお獅子様	東地区	
59	歴史資料	前机	宝生院	元禄 11 年(1698)戊寅晩春穀日
60	歴史資料	長机	宝生院	正徳 3 年(1713)10 月如意日

○宮代町文化財保護条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 11 号

宮代町文化財保護条例(昭和 46 年宮代町条例第 17 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)
第 182 条第 2 項の規定に基づき、法又は埼玉県文化財保護条例(昭和 30 年埼玉県条
例第 46 号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化
財で、町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存
及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するとともに、我
が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(中略)

(町の責務)

第 3 条 町は、文化財が町の歴史、文化又は自然を理解するために欠くことができ
ないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識
し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

(町民及び所有者等の心構え)

第 4 条 町民は、町がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しな
なければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚
し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等そ
の文化的活用に努めなければならない。

3 町は、この条例の施行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重する
とともに、文化財の保護と都市計画その他の公益との調整に留意しなければならない。
い。

(諮問機関)

第 5 条 宮代町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて文化財の保
存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教
育委員会に建議するため、宮代町文化財保護委員会(以下「保護委員会」という。)を
置く。

2 保護委員会の委員の委嘱、会議その他必要な事項は、教育委員会が定める。

(調査)

第 6 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、所有者及び権原に基づく占有
者の同意を得て、文化財を調査することができる。

(指定)

第 7 条 教育委員会は、町の区域内に存する文化財のうち町にとって重要なものを
町指定有形文化財、町指定無形文化財、町指定民俗文化財(有形のものを町指定有形
民俗文化財、町指定無形民俗文化財に区分する。)又は町指定記念物(以下「町指定文

化財」と総称する。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定に基づき町指定無形文化財及び町指定無形民俗文化財を指定するに当たっては、当該町指定無形文化財及び町指定無形民俗文化財の保持者又は保持団体(無形文化財及び無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定に基づき指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の代表者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

4 第1項の規定に基づいて指定又は第2項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ保護委員会に諮問しなければならない。

5 第1項の規定に基づいて指定又は第2項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定文化財の所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体の代表者(以下「所有者等」という。)に対して指定書又は認定書を交付することにより通知する。

(以下、略)

宮教推発第 号
令和8年 月 日

宮代町文化財保護委員会委員長 様

宮代町教育委員会

文化財の指定について（諮問）

宮代町文化財保護条例（平成18年3月23日条例第11号）第7条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

6 報告案件

(1) 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 令和8年4月8日～令和9年3月31日

学校名	氏名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	田中 葉月	司書教諭	2年
百間小学校	富澤 孝子	司書教諭	23年
東 小学校	和田 あゆみ	司書教諭	4年
笠原小学校	中村 智子	司書教諭	17年
須賀中学校	発令なし	12学級以下のため	
百間中学校	鶴川 裕介	司書教諭	4年
前原中学校	発令なし	12学級以下のため	